

「第5章 住民投票」「第6章 その他」に関するご意見

- * 「第5章 住民投票」「第6章 その他」の事前評価につきまして、「評価・検討シート」のご提出をいただき、誠にありがとうございました。
- * いただいたご意見は、下線、網掛けなどを含めて、原則として原文のまま掲載させていただきました。
- * なお、章ごとに「これまでの取り組みやそれを踏まえた今後に向けての市としての考え方など」を記述し、「参考」の欄には、いただいたご意見に対する鍛冶先生のコメント、市に対するご意見についての事務局の考え方などを記述いたしました。

「第5章 住民投票」に関するご意見

市としての考え方等	参 考	第6回市民討議会での討議内容
<p>「第5章 住民投票」の条文について、改正意見はありません。</p> <p>これまで、市として、20歳未満の若年層の皆様をはじめ、市民の皆様に、「住民投票制度」を含めた「自治基本条例」についてご理解いただくための取り組みをほとんど行ってきませんでした。</p> <p>このことを率直に反省し、今後、討議員の皆様からのご提案等を踏まえながら、「住民投票制度」を含めた「自治基本条例」についてご理解いただくための取り組みを進めていきます。</p>		
討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第6回市民討議会での討議内容
<ul style="list-style-type: none"> ●住民投票は本条例の中でも、大切な位置づけのひとつであるので、この部分の認識は市民がしっかりと持てるよう、共に努力していくべきである、と捉えております。 ●第31条（住民投票の請求）で年齢が満16歳からとなっている点については、異論を含めいくつかの意見があるが、その点については、本条例の市民認知度が高まり、浸透がされていく次の検討時において、しっかり検討すべきと思います。 	<p>「市としての考え方等」の欄にも記述しましたとおり、「住民投票制度」を含めた「自治基本条例」全体について、市民の皆様にご理解いただくための取り組みをほとんど行ってこなかったことを率直に反省しています。今後、討議員の皆様からのご提案等を踏まえながら、そのための取り組みを進めていきます。</p>	
<p>16歳以上が投票権を持つことは結構である。高校生に限らず何が課題なのか、投票（選択）の結果どうなるのかといった、問題の本質を十分に説明したうえでの投票であってほしいと思う。（一般市民に対しても同様であり、投票を実施すると決めた市または市議会が、本来は説明責任を負うべき。賛成・反対者に任せるのではなく、その点をはっきりさせるべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、住民投票が実施される場合には、住民投票の対象となっている課題や投票結果の影響などについて、市から十分な説明を行う必要があると考えており、住民投票条例第10条（情報の提供）の規定に基づいて、住民投票に関する必要な情報を、中立・公平な立場で提供していきます。</p>	
<p>義務教育が終わり、一般に正確な情報が与えられれば、純粋に物事を判断する能力を有すると認められ、社会人としても扱われる年齢が16歳だから。その一例が、民法で結婚年齢として女子が16歳以上とされ成人として扱われる。</p> <p>住民投票が行われる事例の多くは、次世代につけを残すことが多いから、次世代の意見を聞くことが大事。</p> <p>投票を求められれば、そのことを理解するために勉強もするだろうから、16歳から社会参加の意識が芽生えれば、市政を常に見守る姿勢が育つ。</p>	<p>住民投票の請求権と投票権を「満16歳以上」とした理由は、条例の「逐条解説」にもありますとおり、「高校生もまちづくりに参加する具体的な権利を持つことにより、将来に対する意識の醸成が図れること、周囲も高校生がまちづくりへ参加するための環境づくりを意識できること、また、義務教育が終了していること」などによります。</p> <p>なお、長野県平谷村では、平成15年、全国で初めて中学生以上を対象に合併の是非を問う住民投票が行われましたが、当時の報道からは、中学生が真剣に自らの地域の将来を考え、投票行動をした様子などを知ることができます。</p>	

<p>第30条 第1項、第2項関係</p> <p>1. 常設の住民投票は賛成です。</p> <p>2. 住民投票の結果の尊重とはどういう事なのか説明がしにくいのではないかと。 鍛冶先生の所見をお聞きしたい。</p>	<p>(鍛冶教授のコメント)</p> <p>憲法改正の際の国民投票以外に、制度化されている住民投票は3種類あります。</p> <p>第1に、憲法95条の規定にある特定の地域のみ適用される法律（特別法）を制定する際に関係住民が制定の可否を問う住民投票。第2に、地方議会の解散、あるいは地方議員・首長（市区村町長・知事）の解職の直接請求を受けて賛否を問う住民投票。第3に、条例に基づく住民投票です。</p> <p>前2者の例は、投票結果に法的拘束力がありますが、小諸市の住民投票条例の住民投票は、他の地域の条例による住民投票と同様、法的な拘束力はなく、政治的な拘束力にとどまります。市長が自らの執行権を有する市政に係わる重要事項について、広く住民の意思を市長が確認するため実施するので、この事項の決定・実施に際しては、住民投票の結果を尊重して市長が執行するという制度設計になっています。</p> <p>市長が、住民投票の結果に反して執行する場合、実際には政治生命を懸ける行為となります。他の自治体の例では、首長が住民投票の結果に反する執行をした場合、辞任しています。</p>	
<p>第31条 第1項、第7項関係</p> <p>1. 投票権が16歳以上については異論ないが、判断に必要な情報をどう正確に伝え、理解してもらえるかということが大切になってくる。</p> <p>①自治基本条例の周知・浸透方法で提案した取組みが恒常的に実施されることが大切ではないか。</p> <p>②第12条において、市民に対しての情報公開及び説明責任が規定されているが、逐条解説を読んでも、市民という言葉でひとまとめにされているが、16歳以上に投票権があることから、子供たちへの情報公開や説明責任についても具体的に触れておいても良いのではないかと。</p> <p>そのことが学校教育の中で、子供たちの「協働のまちづくり」への参加を意識した教育への取組みが一層進むのではないかと。</p>	<p>ご意見と同様の認識です。</p> <p>今後、討議員の皆様からのご提案等を踏まえながら、周知・浸透のための取組みを進めていきます。（今回の条例の評価・検討作業の一環として、市内2高校で住民投票などを考えるワークショップを行いました。このような高校での取組みも、学校側と相談し、継続していきたいと考えています。）</p> <p>「逐条解説」の記述につきましては、より分かりやすいものとなるよう検討します。</p>	
<p>第31条（住民投票の請求）の年齢が満16歳以上の住民の者の所ですが、16歳か18歳か討議会で確認することではないかと思えます。</p>	<p>第6回討議会で討議をお願いすることになりますが、条例の制定に際して、「逐条解説」に記述されている理由により「満16歳以上」とした経過があり、これを否定する合理的な理由がない限り改正する必要はないものと考えます。</p>	

「第6章 その他」に関するご意見

市としての考え方等	参 考	第6回市民討議会での討議内容
<p>「第6章 その他」の条文について、改正意見はありません。</p> <p>自治基本条例の評価・検討の作業は、今回が条例制定後初めてということもあり、討議員の皆様には大変ご迷惑をおかけしています。</p> <p>今回のことを教訓とし、討議員の皆様からいただいたご意見をもとに、その方法を検討し、改善していきます。</p>		
討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考	第6回市民討議会での討議内容
<p>●条例の見直しは、今回がまさにそうであるように、これがないと形骸化してしまう危険性がある。特に小諸市の最高規範である点、まだまだ市民の認知度が低いこと、さらに進化させていくため等から、本条例においては必要な章・箇所であると捉えております。</p>	<p>ご意見と同様の認識です。</p> <p>また、逐条解説のとおり「定期的な見直しを行うことは、多くの市民の関心の向上や自治基本条例を共有する機会にもなる」と考えています。</p>	
<p>この基本条例が有効であるための補完的な条例や規則を整備すれば基本条例の見直しは、4年に1回で良い。この討議会の提案によって、その補完的な条例整備の進展や経過については、逐次報告や説明が必要ではないか。（この討議会が見守る立場になるか）</p>	<p>「参加と協働のためのルール」に関しましては、本討議会でその基本的枠組みを提案することを予定していますが、その後の経過等につきましては、何らかの方法で市民の皆様にご公表し、説明している必要があると考えています。</p>	
<p>1. 見直しのための制度については、逐条解説の中で「見直しのための制度を確立していきます」となっている。第4回目の会議でも検討され意見が出されている。制定後、今日まで条例に基づいた具体化の取組みが不十分であったことから、当会の議論も当初は大変途惑った。</p> <p>①毎年、自治基本条例について評価・検討を行う制度（仕組み）が必要ではないか。</p> <p>今の構成で良いのか、総合計画の検討組織で良いのかなど、委員の構成についてはさらに検討が必要と思う。</p>	<p>ご意見のとおり、条例に基づく取組みが極めて不十分であったこともあり、今回の評価・検討作業を通じて、不断の検証が必要ではないかとの問題意識を持ちました。どのような方法（仕組み）が良いか検討したいと考えています。</p>	
<p>常設の見直し討議会を設け、広報並びに関連条文との整合に努めるとともに見直しをする。討議会は、市役所、市議会、行政委員会、有識者などで構成する。</p>	<p>同上</p>	
<p>「参加と協働」のルールづくりにしても、対等な関係でそれぞれの代表者が参加することが必要だと思うので、区の整備に早々に取りかかるべきなのはもちろんのこと、各活動団体の方にも自治基本条例を理解してもらうことが重要ではないかと思う。</p> <p>区の整備に向けても、検討委員を早々に決めて、検討をはじめられることから始めたい。</p>	<p>「条例の理解」につきましては、「市としての考え方等」の欄にも記述しましたとおり、「住民投票制度」を含めた「自治基本条例」全体について、市民の皆様にご理解いただくための取組みをほとんど行ってこなかったことを率直に反省しています。今後、討議員の皆様からのご提案等を踏まえながら、そのための取組みを進めていきます。</p> <p>「区」につきましては、その成り立ちや組織が様々であり、区長の方々の意識も多様であることから、市からの押し付けにならないよう、区長会などと十分な議論を重ねる必要があると考えています。</p>	